

吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則の一部改正の骨子案

1 概要

令和 7 年度（2025 年度）以降、中の島公園において、都市公園の公募設置管理制度（Park-PFI）が導入され、公園の再整備が行われます。それに伴い、中の島公園と中の島スポーツグラウンドの同一事業者による一体的な指定管理に向け、標記規則の一部改正を実施するものです。

2 改正内容

中の島公園と中の島スポーツグラウンドの一体的な指定管理のため、指定管理期間を吹田市都市公園条例施行規則（第 14 条）に合わせて「5 年以上 20 年以下」に変更します。また、指定のため指定管理者候補者選定委員会の委員構成を変更します。

変更の対象は中の島スポーツグラウンドに限り、他のスポーツグラウンドは既定のとおりです。

3 施行予定日

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

【参考】

中の島スポーツグラウンドについては、昨年度、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）の 5 年間の指定管理者を選定していることから、中の島公園と一体管理を開始するのは令和 10 年度（2028 年度）からになります。